

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2020年2月27日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)
(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

原子力規制委員会では、原子炉等規制法における検査制度について、原子力事業者による安全確保の取り組みに対する監視・評価の仕組みを強化すること等、より実効性の高い制度とするため検討を進めています。この新しい検査制度は、2020年4月1日より実運用が開始される予定であり、この運用に先立ち原子炉等規制法に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部が改正されるとともに、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の他、関係する規則、基準およびガイドが整備されました。これを受け、当社の保安規定の関連条文の変更および新規条文の追加等をおこないます。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

品質管理基準規則の反映

原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質管理基準規則)の内容を反映し、検査の独立性の確保等について追加します。

輸送に係る事項の充実

新燃料や使用済燃料、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合の遵守事項を充実させるとともに、基準適合への確認行為として事業者が検査する範囲を整理し反映します。

「保守管理」の「施設管理」への変更

現行の保安規定における「保守管理」を「施設管理」に改め、設計管理や作業管理において安全のため達成すべき事項を明確化するとともに、新たに法定検査となる使用前事業者検査の実施等を追加します。

別紙 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更箇所について

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上